



TOKIOMARINE  
ASSET MGT

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2016年12月23日

## 東京海上・円建て投資適格債券ファンド(毎月決算型) (愛称:円債くん)

追加型投信 / 国内 / 債券



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)  
**東京海上アセットマネジメント株式会社**  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)  
**三菱UFJ信託銀行株式会社**

照会先  
**東京海上アセットマネジメント株式会社**  
ホームページ  
<http://www.tokiomarineam.co.jp/>  
サービスデスク  
**0120-712-016** ※土日祝日・年末年始を除く9時~17時

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ・本書により行う「東京海上・円建て投資適格債券ファンド(毎月決算型)」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2016年12月22日に関東財務局長に提出しており、2016年12月23日にその効力が生じています。
- ・当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産(投資信託 証券(債券(社債)))	年12回 (毎月)	日本	ファミリーファンド

※商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照ください。

### 委託会社の情報(2016年10月末現在)

委託会社名：東京海上アセットマネジメント株式会社  
 設立年月日：1985年12月9日  
 資本金：20億円  
 運用する投資信託財産の  
 合計純資産総額：1兆9,613億円



## ファンドの目的

主として「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 円建ての社債を中心に投資します

- 実質的に、わが国の法人が発行する円建ての社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
- 日本円で発行する債券に投資を行いますので、為替変動リスクがありません。

#### <投資する債券の範囲>

- 主としてわが国の法人が発行する円建ての社債(金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。)を中心に投資を行います。
- ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等にも幅広く投資を行う場合があります。
- 流動性確保の観点から、国債や地方債等に投資を行う場合があります。

### 2 投資する債券は投資適格の債券とします

- 投資する債券は、取得時において投資適格相当以上の格付けを取得している債券<sup>※1</sup>、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券<sup>※2</sup>を投資対象とします。

※1 Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社(2016年10月現在)のいずれかからBBB格相当以上の格付けを取得しているもの

※2 無格付の地方債・政府保証債等

#### <格付(S&P社)と信用力>



### 3 残存年限の異なる債券に分散投資します

- 当ファンドでは、投資する債券の残存年限を幅広く分散させることにより、できる限り金利変動リスクを平均化させ、安定した収益の確保を目指します。

※一般的に、残存期間が長い債券ほど金利変動時の価格変動が大きくなる傾向にあります。

#### 概ね均等投資をめざします。



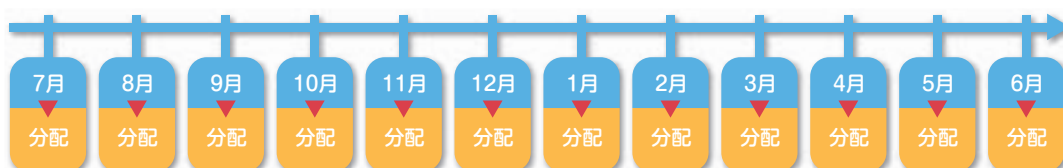
<イメージ図>

### 4 毎月分配です

- 毎月23日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とし、原則として、毎決算時に安定した分配を継続的に行うことを目指します。

※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

#### <イメージ図>



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

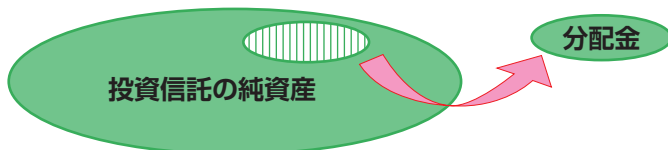
# ファンドの目的・特色



## 収益分配金に関する留意事項

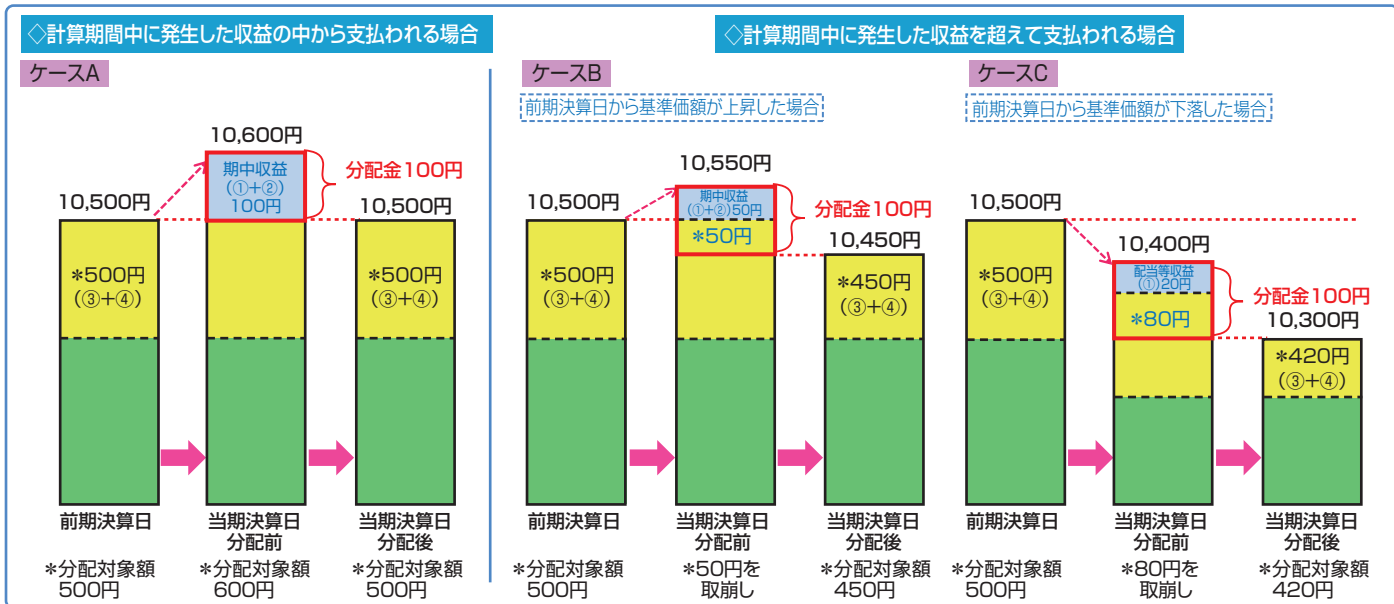
■投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

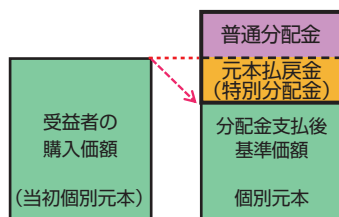
上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円  
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円  
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

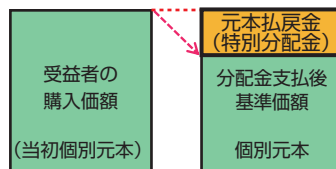
■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### ◇分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

### ◇分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



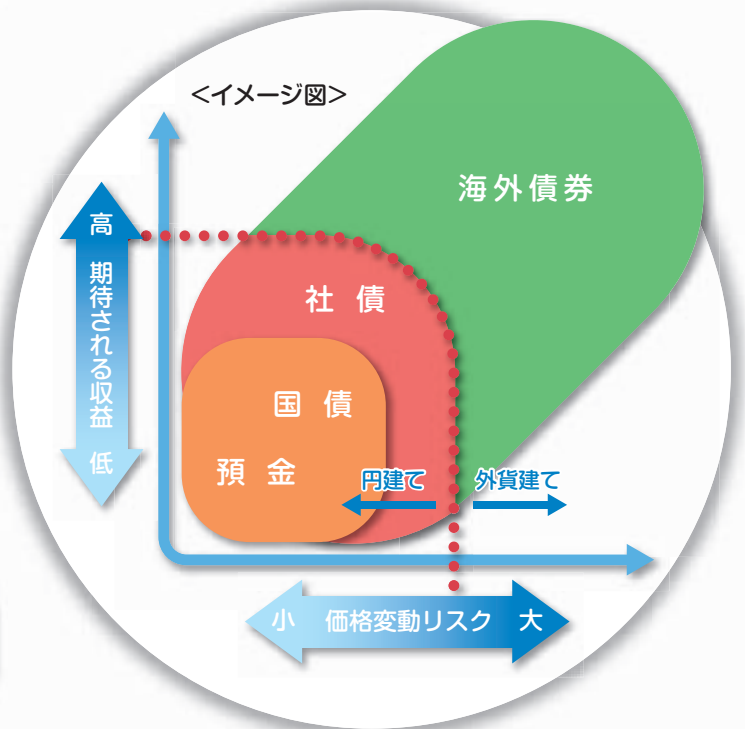


## 円建て社債の特徴

- 事業会社が発行する債券は、償還までの期間がそれぞれ異なります。利率は、債券を発行する時点の金利水準を基に発行体の信用状況に応じて決定されます。
- 一般的に、同じ発行時期で比較した場合、社債の利率は、償還までの期間が同じ預金金利や国債の利率より高くなる傾向にあります。
- ただし、社債の発行会社が破たんした場合は、デフォルト（債務不履行）になるおそれがあります。その場合、投資した資金が回収できないことがあります。

## 社債投資は、個別債券の分析が重要です。

- 社債に投資を行うに当たっては、個別債券の精緻なクレジット分析（信用調査）が重要となります。
- 東京海上アセットマネジメントでは、格付会社で勤務実績のあるスタッフやクレジット分析に長年の業務経験と実績を有するスタッフで構成されるクレジットチームが、クレジット分析を担当します。



※上図は、一般的な各資産の関係を示したものであり、必ずしもこのようになるとは限りません。また、元本や将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 用語解説

### 【社債の利回りについて】

- 一般的に、発行体（企業等）の信用度や市場での流動性等のリスクが、国債と社債の利回り格差になります。
- 発行体の信用度の違い等に応じて、利回り格差は異なります。

### 【格付けについて】

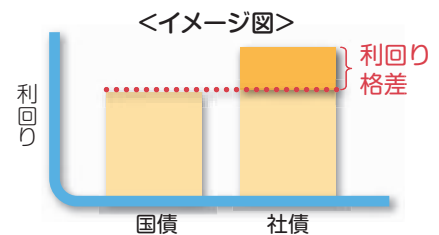
- 格付機関が金融機関を含めた社債等の発行会社について、債務の支払能力等を評価するものです。
- 一般的に、投資適格債は元本や利息の支払いが相対的に安全であると評価されている債券で、S&P社等の格付機関により、BBB格以上と格付けされた債券のことを指します。  
また、BB格以下と格付けされた債券はハイ・イールド債と呼ばれています。

### 【金融機関劣後債】

- 銀行の自己資本比率を高めることを目的に発行される債券で、一般の債権者よりも債務弁済の順位が劣る社債のことです。

### 【生保基金債について】

- 生命保険会社の基金（株式会社という資本金）を裏づけとして発行される証券のことです。



資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

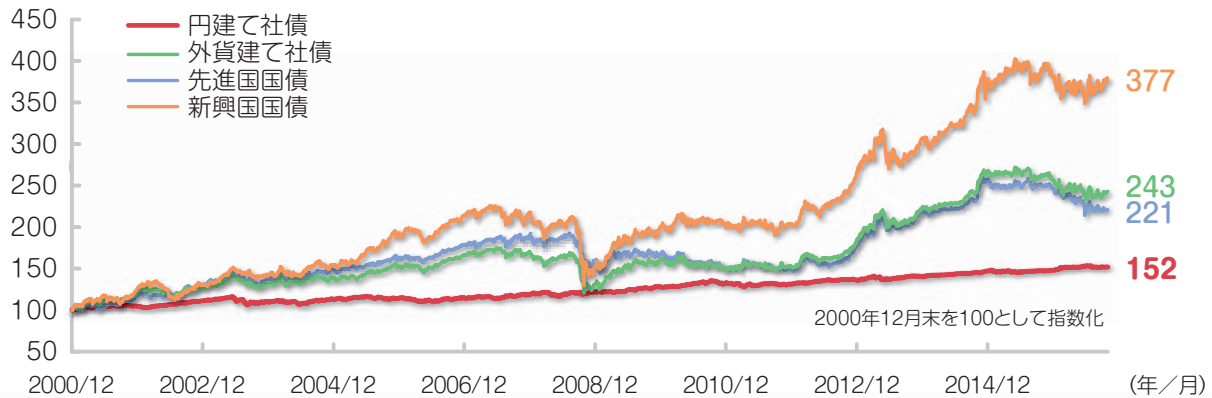


## 相対的に安定した値動き

- 円建て社債への投資には、外貨建て債券への投資とは異なり為替変動リスクがないため、外貨建て社債や先進国の国債、新興国の国債に比べて、相対的に安定した値動きとなっています。

### 主な債券種別指数 (円換算) の推移

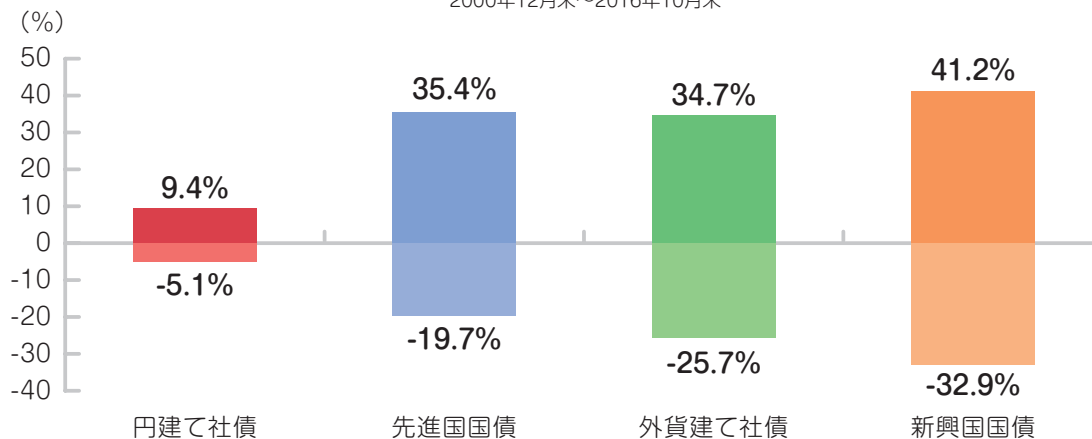
2000年12月末～2016年10月末、日次



出所:野村証券、Thomson Datastream

### 主な債券種別指数 (円換算) の年間騰落率の最大値・最小値

2000年12月末～2016年10月末



出所:野村証券、Thomson Datastream

円建て社債：NOMURA-BPI事業債 長期 (7-11年)  
 外貨建て社債：シティ世界債券インデックス社債セクター (除く日本、円換算)  
 先進国国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円換算)  
 新興国国債：JPモルガン EMBIGローバル・ディバースファイドインデックス (円換算)

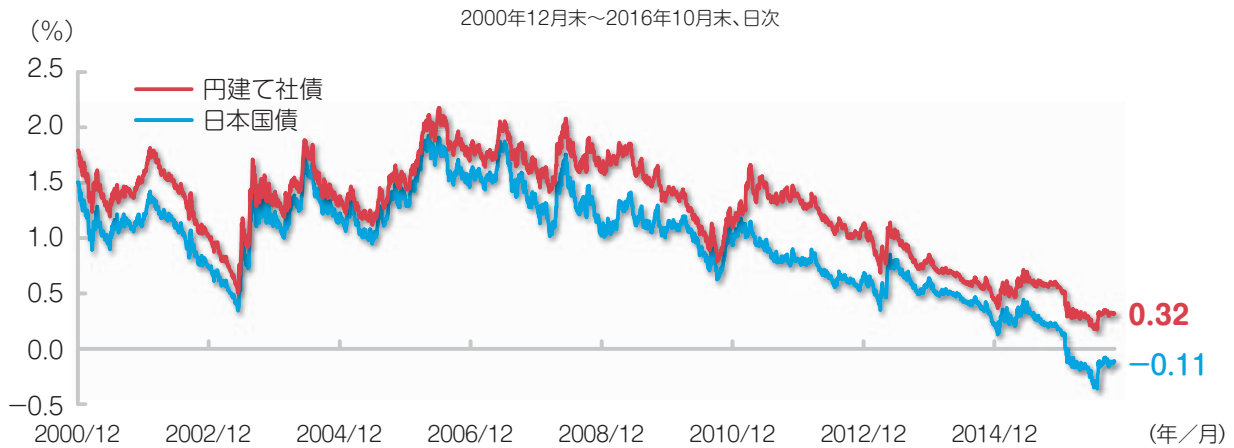
上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。また、実際のファンドに組み入れる債券の利回りではありません。これらは、当ファンドの実績を示したものではありません。



## 相対的に高い利回り

- 過去において、円建て社債は日本国債に比べて、相対的に高い利回りとなっています。

### 円建て社債と日本国債の利回り比較



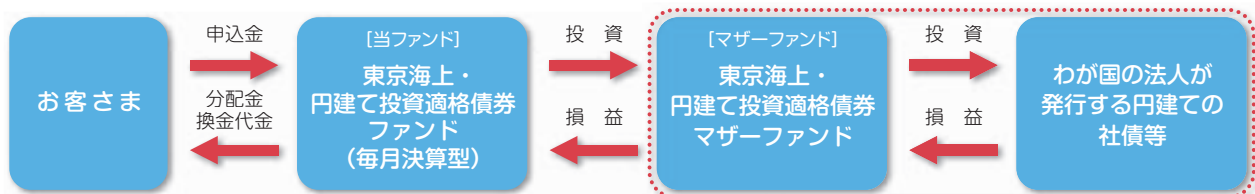
円建て社債：NOMURA-BPI事業債 長期 (7-11年) 利回り

日本国債：NOMURA-BPI国債 長期 (7-11年) 利回り

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。また、実際のファンドに組み入れる債券の利回りではありません。これらは、当ファンドの実績を示したものではありません。

## ファンドのしくみ

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

## 主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場面に限りません。)
外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。



## 基準価額の変動要因

- ・当ファンドは、主に国内の公社債等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは**元本が保証されているものではありません**。
- ・委託会社の運用指図によって**信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します**。
- ・投資信託は**預貯金や保険と異なります**。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。

金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
劣後債等 固有のリスク	劣後債はデフォルトが生じた場合、元金金の支払順位が一般の社債よりも低い社債です。繰上償還条項が設定されている劣後債等が、市況動向等により繰上償還が実施されない場合や繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。また、利息や配当の支払繰延条項がある場合は、発行体の業績の著しい悪化等により、支払いが繰り延べられる可能性があります。

## その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

## リスクの管理体制

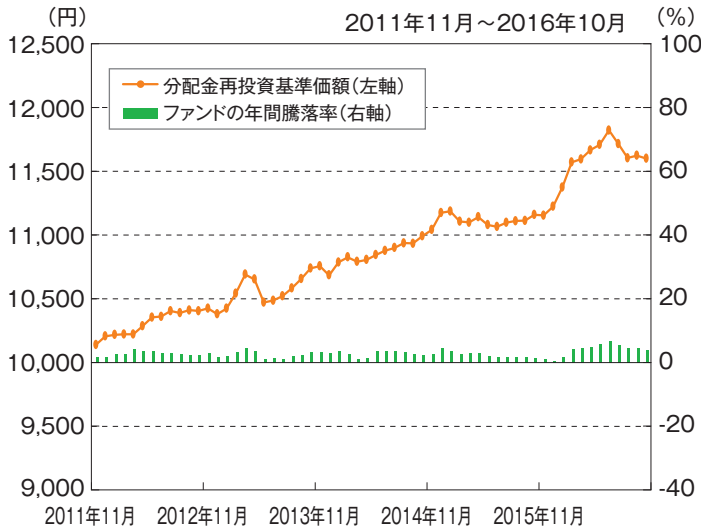
委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。





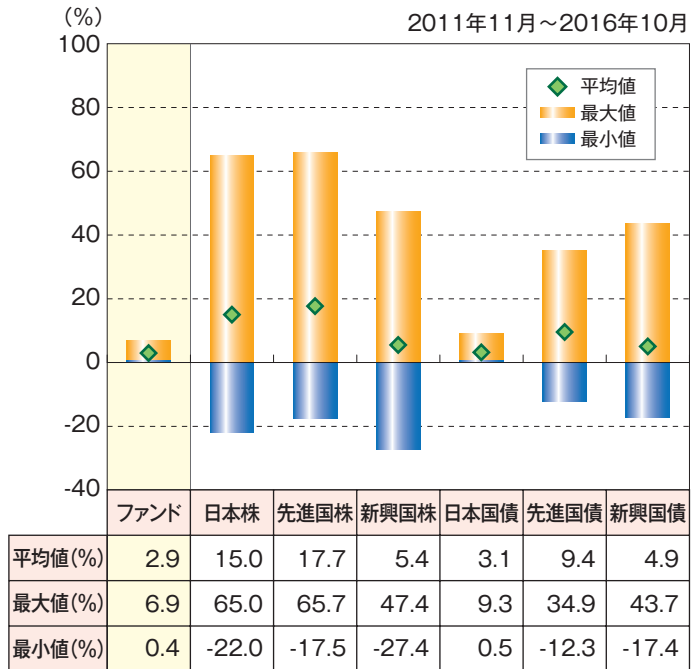
## 参考情報

### ● ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。  
 ※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ● ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
 ※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。  
 ※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ● 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

#### ● 日本株：TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

#### ● 先進国株：MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

#### ● 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

#### ● 日本国債：NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

#### ● 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

#### ● 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

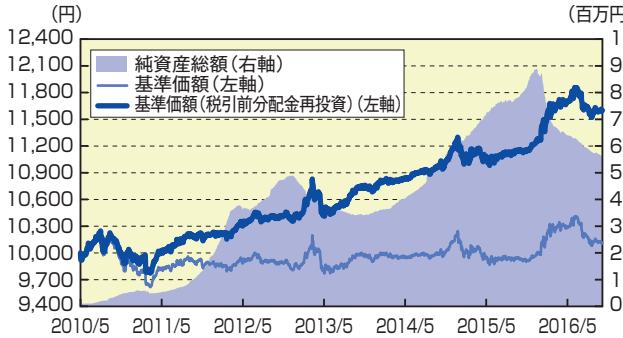
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。



## 基準価額、パフォーマンス等の状況

### ●基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。  
 ※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。  
 ※設定日は2010年5月28日です。

### ●基準価額・純資産総額

基準価額	10,113円
純資産総額	56,295百万円

### ●騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	-0.19	-0.98	-0.56	+3.97	+8.03	+16.01

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

### ●分配の推移(1万口当たり、税引前)

2015/11	2015/12	2016/1	2016/2	2016/3	2016/4	2016/5
18円	18円	18円	18円	18円	18円	18円
2016/6	2016/7	2016/8	2016/9	2016/10	設定来累計	
18円	18円	18円	18円	18円	1,368円	

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。  
 分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

## 主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

### ●債券種別組入構成比率

種別	比率(%)
国債	5.0
地方債	20.8
政府保証債・特殊債	19.1
金融債	-
社債・その他債券	53.3
うち劣後債	4.5
短期金融資産等	1.8
合計	100.0

純資産総額 254,529百万円

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。  
 ※比率は純資産総額に占める割合です。

### ●保有債券の属性情報

平均残存期間(年)	10.15
平均修正デュレーション	9.34
平均クーポン(%)	1.26
平均最終利回り(複利、%)	0.25
平均直接利回り(直利、%)	1.10
平均格付け	AA-

※途中償還等を考慮して計算しています。  
 ※保有債券の時価総額を基に計算しています。  
 ※格付は、Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しています。  
 ※平均格付は、格付毎に点数化(例えばAAAは26、AA+は25等)し、加重平均した結果を四捨五入して表示しており、当ファンドの格付ではありません。また、保有債券のうち、格付が取得できない場合は、除外して計算しています。

### ●残存年限別構成比率

残存年限	比率(%)
5年未満	24.8
5年以上10年未満	24.5
10年以上15年未満	26.3
15年以上20年未満	24.4
20年以上	-

※途中償還等を考慮して計算しています。  
 ※保有債券の時価評価額を基に計算しています。

### ●格付別構成比率

格付	比率(%)
AAA格	19.2
AA格	34.8
A格	34.1
BBB格	2.1
その他	9.8

※比率は保有債券の時価総額に占める割合です。  
 ※格付は、Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しており、+、-等の符号は省略して表示しています。  
 ※その他は、東京海上アセットマネジメントが投資適格相当とみなしている無格付けの地方債等です。

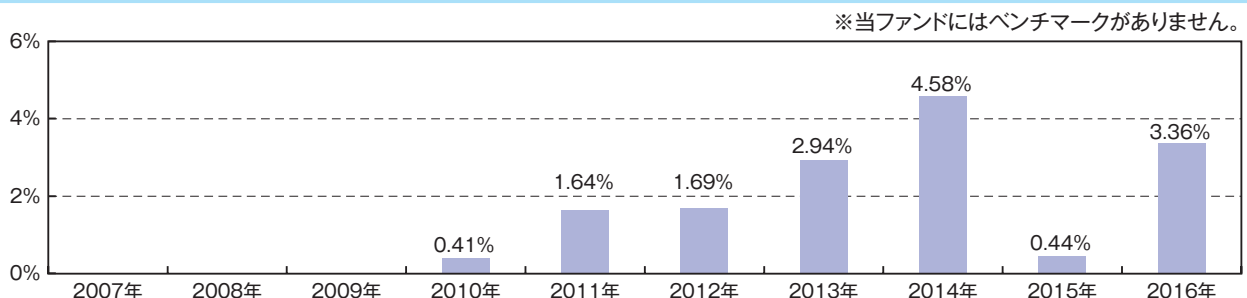
### ●組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	第12回株式会社オリエンタルランド無担保社債	0.373	2022/3/18	0.3
2	第23回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債(劣後特約付)	2.91	2029/10/16	0.3
3	第3回富士フィルムホールディングス株式会社無担保社債	0.882	2022/12/2	0.3
4	第20回KDDI株式会社無担保社債	0.803	2023/12/20	0.3
5	平成24年度第1回広島県公募公債(20年)	1.70	2032/9/14	0.3
6	第11回株式会社セブン銀行無担保社債	0.536	2024/12/20	0.3
7	平成24年度第3回京都府公募公債(20年)	1.63	2032/8/13	0.3
8	第28回株式会社三井住友銀行無担保社債(劣後特約付)	2.17	2026/12/18	0.3
9	第6回関西国際空港株式会社社債	1.445	2028/9/15	0.3
10	第33回大阪瓦斯株式会社無担保社債	1.402	2034/10/24	0.3

※比率は純資産総額に占める割合です。

組入銘柄数 838

## 年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークがありません。

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しており、設定日以降を表示しています。  
 ※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。  
 ※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



## お申込みメモ

購入単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社所定の期日までに販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金請求受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては、翌営業日受付の取扱いとなります。
購入の申込期間	2016年12月23日から2017年6月23日まで 原則として、上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。 ※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
購入・換金申込不可日	ありません。
信託期間	無期限(2010年5月28日設定)
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還することがあります。
決算日	毎月23日(月1回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。)
収益分配	年12回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.tokiomarineam.co.jp/">http://www.tokiomarineam.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	3月・9月のファンドの決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※上記は、2016年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。





## ファンドの費用・税金

### ● ファンドの費用

#### <投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入価額に <b>1.08%(税抜1%)</b> の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、購入時にご負担いただくものです。 ※分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

#### <投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて毎日計上します。信託報酬は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。 信託報酬率は、毎年3月および9月の各計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通り決定され、当該計算期末の翌日から適用するものとします。				
	新発10年固定利付国債の利回り	委託会社*1(税抜)	販売会社*2(税抜)	受託会社*3(税抜)	合計
	3%未満の場合	年率0.25%	年率0.25%	年率0.02%	<b>年率0.5616%</b> <b>(税抜0.52%)</b>
	3%以上4%未満の場合	年率0.3%	年率0.3%	年率0.02%	<b>年率0.6696%</b> <b>(税抜0.62%)</b>
	4%以上5%未満の場合	年率0.35%	年率0.35%	年率0.02%	<b>年率0.7776%</b> <b>(税抜0.72%)</b>
5%以上の場合	年率0.4%	年率0.4%	年率0.02%	<b>年率0.8856%</b> <b>(税抜0.82%)</b>	
その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用*、信託事務等に要する諸費用、立替金の利息、組入 有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国に おける資産の保管等に要する費用および借入金の利息等が保有期間中、その都度かか ります。 * 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、純資産総額に対し、税込年率 0.0108%(上限年64.8万円)を計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了 の時に信託財産中から支弁します。 ※ 監査費用を除くこれらの費用は実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示 することができません。				

- \*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
- \*2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
- \*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

### ● 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税…普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税…換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2016年10月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。